

学校いじめ防止基本方針

沖縄県立浦添高等学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや集団での無視、嫌がらせなどのほか、暴力行為やインターネットを通じて行われるいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけにして不登校になってしまったり、深く傷つき、悩み、深刻な状況の生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として非常に大きな課題である。

いじめに対しては、本校のどの生徒にも起こり得ると考え、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にあるほかの生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※いじめの態様には、次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、小突く、命令する、脅す、性的辱め、SNS等で誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等

3 いじめ防止の指導体制と組織的対応

(1) いじめの未然防止、いじめの早期発見、その解決に向けての話し合いを「いじめ防止対策委員会」で行う。

* 委員は、**校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、クラス担任、教育相談**その他とする。

* 委員会の取組内容

- ①学校いじめ防止基本方針の作成
- ②アンケートの実施と結果報告
- ③未然防止の取組
- ④早期発見の取組
- ⑤事実関係の正確な調査・把握、管理者・県への報告
- ⑥被害者、加害者また全体に対して、具体的な指導方針を決定（内容の記録）
- ⑦保護者と連携をとりながらいじめの解決指導
- ⑧事態収束まで継続指導・経過観察等とする。

